

&lt;別紙2-2-3(内容評価・保育所版)&gt;

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画は保育所保育指針の趣旨を踏まえて作成された保育理念、保育方針、保育の目標に基づき系列3園の園長の合議により作成されたものです。「丈夫な身体と、しなやかな心を持つ子ども」「礼儀正しく、思いやりとやさしさに溢れる子ども」「未来に向かって、夢を持ち続ける子ども」という3つの子ども本位の保育理念を掲げています。</li> <li>・全体的な計画の内容は養護と教育の一体的な展開を目指し、養護は保育士が行う事項とし、0歳児は3つの視点、1歳児以降は5つの視点からとらえた年齢別の指導計画となっています。保育所としての社会的な責任、地域の子育て支援などが盛り込まれています。子どもの成長に必要な食育計画・保健計画も作成され、乳児には月ごとに個人別の計画が、障害児には個別支援計画が作成されています。</li> <li>・作成はクラスリーダー、乳児、幼児リーダー、主任、園長と段階的に積み上げられた検討会議で決まります。年度初めに職員へ全体会議で周知されます。</li> <li>・本園は東戸塚駅徒歩5分、周辺は高層マンションが立ち並んでいますが、すこし郊外へ出ると緑豊かな公園が沢山あります。マンション群には若い夫婦が多く本園の保護者も多く在住しています。また、育児に悩む家庭が多いため、そのニーズにこたえるために種々のカリキュラムを提供しています。</li> </ul>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は駅から徒歩5分、運営法人である岩崎学園の建物の1、2階を使用、6階と地下3階の体育館も共同で使っています。1階は玄関、職員室、一時保育室、遊戯室があり、2階が1フロア約850㎡の保育室で、床暖房のフローリングで全員裸足です。6階には人工芝庭園、地下3階の体育館はバスケットボールの試合ができる広さです。定員160名、円滑化入所定員119%まで許容され、現在185名在園しています。</li> <li>2階の保育室内は、窓も大きく開放的であり、夏場は室温26～28℃、冬は20～23℃、湿度は40～60%が保たれるように、室内の衛生環境を維持しています。各保育室に除菌空気清浄機を設置し、活動中は窓を開けて外気を取り入れ換気と空気清浄を徹底しています。また、毎日の室内清掃と玩具の点検、消毒を欠かさず行い、玩具の破損や配置等も確認しています。併せて、月一回共有箇所を清掃する日を設け、日頃手の行き届かない箇所も清潔に保てるようにしています。手洗い場には、手洗い方法を描いた絵を掲示して、子ども達が取り組みやすいようにしています。園庭や戸外散歩、事故防止に関する「安全チェック表」を用いて毎週一回職員が自ら安全チェックをしています。</li> </ul>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a

<コメント>	<p>・子どもの一人ひとりの姿は事前にもらった児童票や児童健康台帳などで把握していますが、これらの情報をもとにして、乳児は全員個別指導計画を作り、子ども一人ひとりの「姿」を観察し保育士のとるべき方法を「援助 配慮 環境構成」欄へ計画記入し、その子に合った保育をしています。個人差の大きい乳児について、週単位で保育士の関わりを評価し、月間の指導計画で見直しが行われる仕組みです。</p> <p>・子どもの発達過程、家庭環境、生活リズム等を把握し、些細なことでも子どもや家庭に関する場合は、児童票や面談記録に記入し、個人情報に配慮した上で職員会議において全職員で共有し保育にあたっています。子どもの日々の様子については、送迎時や連絡帳等で保護者と共有し、必要であれば随時個人面談も行います。年度末には、旧担任と新担任で一人ひとりの子どもの状況を引継ぎ、子どもや保護者が進級後戸惑うことが無いようにしています。乳児の動きは毎日記録し、要約は月ごとに纏め 幼児は3か月単位で発達記録として残します。</p> <p>・本園ではニュージーランドの幼児教育「テファリキ」を試行的に取り入れ始めています。子どもの個々の成長記録を「ラーニングストーリー」として1冊のファイルにまとめるもので、写真やコメントもつき、「前向きな」ことを記録し、その子や保護者の自信につながる記録です。</p>	
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>	<p>・基本的な生活習慣の習得は、子ども一人ひとりの発達状況を踏まえ、やろうとする気持ちを大切に寄り添いながら無理せず身に付ける事ができるようにしています。月間指導計画では生活習慣の習得は「養護」「健康」「人間関係」の各領域で各年齢ごとに計画され、保育士の援助する「配慮・援助・環境構成」の方法が詳細に述べられています。</p> <p>・具体的な行動として食事・手洗い・トイレトレーニング・歯磨き・着替え・片付け・身支度・睡眠・集団生活・清潔などが取り上げられ、子どものどの時期からはじまるかなどその目安が各クラスの月間指導計画で示され、それにより子どもの支援に当たっています。</p> <p>・援助する保育士には、子どもの気持ちを尊重し、自主性を大事に援助を行うように伝えています。また、紙芝居や絵本等を利用し、基本的な生活習慣に関心を持てる取り組みを行うことで、子どもたちがその大切さに気付けるようにしています。子どもの発達段階に応じて、子ども自らができるようになったことや、新たに挑戦している姿を保護者とも共有し、家庭と園が協力し合いながら基本的な生活習慣の習得を援助しています。</p> <p>・年長児は、子どもの様子に合わせて10月頃から徐々に午睡時間を減らし、就学に備えています。乳児は午前寝を取り入れたりと、昼食後眠くなった子どもからベッドに入るようにし、それぞれのリズムに合わせて午睡ができるようにしています。</p>	
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント>	<p>・子どもの発達状況を踏まえ、手作り玩具や年齢に合った玩具を棚に配置して、自由に遊べる環境を提供しています。クラス毎に、遊びのコーナーを設け、好きな遊びに集中できるようにしています。天気の良い日は、出来る限り戸外へ散歩に出掛けます。あじさいの咲く道を歩いたり、どんぐりの多い公園へ出掛ける等、季節を感じ、自然物と触れ合える機会を設けています。また、年齢に合わせてルールのある遊びを取り入れたりと、かけっこ、鬼ごっこ、長縄、ドッジボール等子ども同士が自発的に関わり合える遊びを提供しています。</p> <p>・収集したもので遊んだり、不思議に感じたことを調べるための図鑑を用意する等、子どもの興味に合わせた環境作りを心掛けています。散歩経路や公園で会った地域の方には積極的に挨拶、声掛けをして交流を持つ等、地域の人たちと接する機会を設け、社会体験も行っています。</p> <p>4、5歳児は本園独自の運動プログラム「スマート・ホット・キッズ」で2年間毎週60分運動能力向上をめざすカリキュラムで身体と精神を鍛えます。体育館 リトミック室で陸上競技 球技 ダンス 器械体操(5歳児のみ)を3名の岩崎学園の職員が指導にあたります。</p> <p>また、遊びの中で音楽を流して、ダンスや劇遊び等の身体表現を自由に行える「リトミック」、4、5歳児には廃材等を準備し、自由製作や表現活動が行えるようにしています。</p>	

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児は発達が著しい時期であり、指導計画は個人別に発達段階に応じて毎月内容が変わり、子どもにあった保育を行うことを基本としています。</li> <li>・快適に過ごせる環境の工夫として、間仕切りを使い、遊びと睡眠のスペースを分け、一人ひとりがゆったりと生活できるように環境を整えています。遊びのスペースにはマットを敷き、安全に過ごせるようにしています。保育士はゆったりとした1対1の触れ合いを大切にして保育者との愛着関係を築き、喃語や子どもの表情から子どもの気持ちを読み取り、応答的な関わりを意識して、保育を行っています。</li> <li>手遊び、触れ遊びをしながらスキンシップをとり、共に笑い、愛着関係を築いています。子どもが安心できる環境の中でのびのびと探索活動を行い、心身の発達に繋がるよう、月齢や生活リズムに合わせてグループを2つに分けて活動することを心掛けています。</li> <li>・保護者には、連絡帳や送迎時を利用して家庭での様子を聞くと共に保育園での様子を伝え、食事やミルク量、睡眠時間等を一人ひとりに合わせ対応したり、一緒に子どもの成長の喜びを分かち合います。子どもの発達状況や興味関心に合った玩具、手触りのよい玩具を用意し、保育士が日常生活と遊びを通じて、常に寄り添い、子どもの興味や遊びの幅を広げ十分に楽しめるように関わっています。</li> </ul>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳、2歳児は、天気の良い日は戸外に出掛け、探索活動を行える機会を設けています。</li> <li>・活動は、子どもの人数を分けることで、ゆったりとした雰囲気を作り、一人ひとりの子どもの姿を丁寧に捉えることができるようにしています。</li> <li>・低月齢で入所する子どもに対しては、食事の形態に個別配慮し、無理なく離乳を完了出来るように対応しています。家庭と園での様子を送迎時や連絡帳にて共有し合い、基本的な生活習慣の自立に向けて、共通した関わり方が出来るようにしています。</li> <li>・子どものやりたい気持ちを大切に、甘えたい気持ちを十分に受け止めながら、一人ひとりに合わせた援助を行い、自発的に活動できる環境を整えるように配慮しています。自我に対する関わり方を保護者にも伝え、共に子どもの育ちを見守るようにしています。</li> <li>・友だち関係が少しずつ広がる時期でもあるので、同じ玩具を数多く用意して一緒に遊びを楽しむようにしたり、ごっこ遊びができる環境を整え、やりとりを楽しめるようにしています。</li> <li>・模倣も上達する時期であることを踏まえ、リトミックや体操を多く取り入れ楽しく身体を動かせるようにしたり、異年齢児と遊ぶ機会を作る等、様々なことに興味関心を持ち、基本的な生活習慣について自分でやってみようという気持ちが育まれるよう保育士が意識して取り組んでいます。</li> </ul>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・3歳以上児は、日々の遊びや運動会、発表会等を通して、年齢に合わせた集団活動をする中で、友だちと活動する楽しさを味わえるようにしています。遊びの発展が難しい場合は職員がヒントを出し、遊びや友だちとの関わりが深まるように援助しています。年齢に応じてコーナーを作ったり、素材や玩具を用意して活動環境を整え、遊びを工夫し発展させることができるようにしています。数字やひらがなについては、学年ごとにパズルやかかるた、郵便屋さんごっこをする等、遊びを通して興味を持てるように工夫しています。</p> <p>4歳・5歳児は「スマート・ホット・キッズ」という運動プログラムに週一回参加し、模倣により様々な身体の使い方を学んだり、プロによるダンス指導を受ける等、保育理念である「丈夫な体」「集団生活の礼儀作法とルール」を体現するのに適した保育を提供しています。</p> <p>・5歳児は夏祭りの際お手伝い係とし、役割分担や年下児との関わり方等を子ども同士で話し合い考えます。年長児としての自覚や、年下児への思いやりの気持ちを育んだり、友だちと意見を出しあう楽しさを感じられる機会となっています。アプローチカリキュラムを作成し、一人ひとりの子どもの成長発達に合わせ、就学前までに「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や基本的な生活習慣が整うように促しています。子どもの育ちについて、保護者とは面談や送迎時に話す時間を作り共有し、就学先には児童要録を送る他、電話や訪問により詳細を伝え、子どもが安心して就学を迎えられるようにしています。</p>		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当保育園内には、エレベーター、スロープ、障害者用トイレが設置されています。</li> <li>・現在本園では障害児が数名おり、障害児の個別支援計画を作成し、日々の様子は「保育日誌」でその姿を記録しています。配慮を要する子は複数おり、必要であれば個々に発達支援センターで相談をし、本園では指導計画上は区別せずにインクルーシブ保育を行っています。</li> <li>・戸塚地域療育センターや発達支援センターは増加する配慮を要する子の対応で多忙の中、巡回相談に来園してもらい、基本的な生活習慣の習得についてや室内環境、援助の方法等、個々に合った保育ができるよう助言してもらっています。</li> <li>・保護者とは連絡帳や送迎時に要望を聞き成長の喜びを共有しながら保育を進めています。</li> <li>・本園では毎年3、4名の保育士が発達障害のエキスパート研修を受け知識や情報、対応方法について学び、園内ではプライバシーに配慮しながら職員間で共有し、誰が対応しても同じ関わり方ができるようにすることで、子どもが無理なく安心して過ごせるようにしています。</li> </ul>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園では今年度はコロナ禍で在宅勤務をされている保護者が多いため夕方の延長保育児が減少しつつあり、閉園7時半までの子は少なく、夕食は提供していません。保育計画、「長時間保育における配慮」欄で保育者の留意すべき事項を記入 遵守されています。子どもとの信頼関係を大切に、優しい雰囲気に関わり安心して過ごせる保育環境にしています。</li> <li>・0歳児は夕方になると疲れも見られるので、リラックスして ゆったりと過ごせるように職員が傍に寄り添い、身体を休めたり、一人ひとりの様子に合わせて対応しています。</li> <li>・朝夕の合同保育では、コーナー分けをしたり、使用する玩具に配慮し、異年齢が一緒でも落ち着いた雰囲気の中で、安全に遊べるように工夫しています。また、異年齢が関わる大切な機会でもあるので、言葉のかけ方や接し方等、保育士が子どもの手本となり仲立ちすることで、楽しく遊べるようにしています。</li> <li>・夕方の延長保育を利用する子どもには、保護者の申請があった場合、補食を提供しています。子どもの様子や引継ぎ事項は、朝夕とも各クラスの引き継ぎボードに記入し担当者間で伝達漏れのないように徹底しています。必要があれば担任が保護者に直接伝え、保護者との信頼関係の構築と連携が十分に保たれるようにしています。</li> </ul>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は、5歳児にはアプローチカリキュラムを作成し、秋ごろから職員全員が小学校就学に向けたカリキュラムを共通認識として理解し取り組んでいます。今年はコロナ禍で行事はすべて中止になっていますが、昨年までは近隣の小学校の訪問や、小学生、東戸塚地域の保育園の年長児交流でドッジボール大会をしたり、法人が運営する放課後児童クラブの児童と交流する機会を持ち、小学校や新しい友達へのイメージや期待感を持てる機会を設けています。</li> <li>・園長は、幼保小連携会議にて小学校の校長や他園の園長と情報交換を行い、担任は接続期や幼保小連携に関する研修や会議に参加し、そこで得た知識や情報を保育に活かしています。</li> <li>・保育所児童保育要録は、最終年度までの担任が記入した児童票と最終学年の様子を踏まえ、年長児担任が取りまとめ、園長と主任保育士が確認のうえ、小学校へ送付しています。また、配慮の必要な子どもについては、小学校に直接電話や訪問をすることで、詳細な内容を伝え連携を強化しています。</li> </ul>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の子どもの健康管理は、健康管理マニュアルに基づき、朝や日中の健康観察を行い、一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。毎朝看護師が各クラスを回り、全園児の家庭からの連絡帳、申し送り事項を確認し、健康状態を把握しています。</li> <li>・怪我や体調の変化については担任から保護者に伝え、改めて翌朝も健康状態の確認をすることを徹底しています。怪我の程度により、お迎えが保護者以外(祖父母等)となった場合は、電話にて保護者に直接伝えるようにしています。</li> <li>・保健計画は看護師が作成し、月1回「保健だより」を配布し、看護師から保護者に向けて季節に合わせた感染症情報、保健衛生や健康管理の方法を発信しています。</li> <li>・子どもの既往症や予防接種の履歴は、入園時に健康台帳に記入し提出してもらいます。入園後に罹患した疾病や予防接種については、都度児童票や健康台帳に記入しています。</li> <li>・毎日園内や横浜市内の感染症情報を玄関に掲示して、正確な情報を保護者に知らせしています。子どもの健康状態や、日々のヒヤリハット・怪我等については毎日の会議で情報共有しています。肘内障や熱性けいれんのある子どもの情報は、顔写真入りで職員室や休憩室、更衣室等、職員の目に付く箇所に掲示して、全職員が常に意識できるようにしています。</li> <li>・SIDSについては、チェックマニュアルを整備して職員全員が理解し対処できる体制ができています。0歳児は5分おき、1歳を迎えたら10分おきにチェックを行っています。2歳児以上はうつぶせ寝の目視チェックを行っています。2歳以上でも気になる子は10分ごとのプレスチェックを行います。保護者には入園時の面談で子どもの寝方について確認し、うつぶせ寝のリスクを伝えるとともに、仰向け寝を推奨し理解を得ています。</li> </ul>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の身体測定、年2回の内科検診は「健康カード」に記入して保護者に伝え、年2回の歯科検診の結果は書面で伝え、個々の児童健康台帳に記録しています。身体測定の際は、子ども達に言葉掛けをして大きくなったことを喜び合い、食事への意識等に繋がるように取り組んでいます。</li> <li>・歯科検診の際は、歯科医・歯科衛生士によりブラッシング指導をしてもらい、正しい歯磨きの仕方を意識し実践する機会としています。指摘事項のあった子どもについては、保護者と園が共通認識を持ち、治療の必要なものについては定期的に保護者に声をかけて治療状況を確認しています。</li> <li>・指しゃぶりによる噛み合わせが気になる子どもについては、保護者の意向を聞きながら、要望があれば指しゃぶりへの意識が逸れるように関わっています。</li> <li>・身体的成長が気になる子どもに対しては、看護師が成長曲線をつけ、園医と連携しつつ、保護者や他の保育士とも情報共有しています。</li> </ul>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー児一人ひとりに合わせて対応しています。主治医の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者の「食物アレルギー疾患届・提出」をもとに、「完全除去食」と「代替食」を提供しています。

・保護者に対しては、医師の判断により年に1～2回厚生労働省で定められた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらう他、毎月の献立表で除去メニューと除去食材について保護者自身に蛍光ペンでチェックし提出してもらい、食材変更についての理解を得ています。

・休憩室、更衣室、職員室等、職員の目に入る所へ写真付きの表を掲示して、全職員にアレルギー児の情報共有を図っています。給食室では、一人ひとり専用のトレーを用意し、食器はアレルギー児専用食器を使用。除去食にはラップの上に除去や代替食品の記載をすることで、提供間違いがないように配慮しています。給食の提供の際は、個別に用意されたアレルギー児のボードに、栄養士と調理師、給食を受け取った職員が除去食を確認しチェックしています。

・除去食については、担任全員で献立をチェックし、食材の違うものに関しては蛍光ペンでラインを引き、食事を取りに行く前、提供前に目視し、声に出し入念に確認します。また、アレルギー児のテーブルには必ず職員が付き、喫食時に誤食がないように注意しています。また、提供の仕方に違いが出ないように、職員会議等で定期的に再確認し共有しています。アレルギー児や慢性疾患に関する研修を受けた保育士は、園内研修や職員会議で報告をし、最新の情報を周知しています。また、エビペンの研修を年一回行い、誰もが使えるようにしています。

## A-1-(4) 食事

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年ごとに「食育計画書」を策定し、食べる楽しさ、食事のマナー、食器の扱い方等を、ペープサートやエプロンシアター、紙芝居を利用して伝えています。</li> <li>・園では気候の良いときはテラスで食事をしたり、おやつをもって公園で食べたり、楽しい食事の雰囲気作りをいろいろ工夫しています。</li> <li>・年齢により手の大きさが変わるため、サイズや形の違う食具や食器を用意して扱いやすいように配慮しています。一人ひとりの発達に合わせて食具の持ち方を教え、2歳児後期から少しずつ箸の使用を始め家庭でも取り組んでもらえるようにおたより等で保護者に知らせています。2歳児からは保育士も共に食事をとり、食べ方の手本を見せたり会話を楽しみながら、食事が進むようにしています。</li> <li>・体調不良や食が細い子ども、苦手なものがある時は量を調節し、食べ切る喜びを味わえるようにしています。</li> <li>・管理栄養士が各保育室を回り、月に一回程度食材を見たり触れたりする機会を設け、苦手意識を軽減し、食への興味を引き出す取組みを行っています。</li> <li>・クラス単位の食育活動として野菜の栽培活動をしたり季節の野菜に触れる機会を作っています。また、チャレンジする気持ちが芽生えた子どもには、苦手な食材を小さくする等工夫し、少しずつ食べられるものが増えるように援助し、食べられたときは共に喜び、意欲と自信に繋げています。食事に集中出来るように、背中や足元に台を置く等配慮し、食事をする姿勢を大切にしています。人気のあったメニューは、管理栄養士がレシピを作成し、保護者の手に渡るようにしています。</li> </ul>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食事は楽しくいただく」をモットーに、管理栄養士との給食会議を月1回開催し、旬の食材を取り入れたり、食材の大きさや食事の味付け、子どもの食べ具合(残食やおかわり量)、食具の変更、発育状況や体調に合わせた食事の提供等について話し合い、連携を図っています。</li> <li>・管理栄養士自身も保育室を回り、子どもの喫食状況や要望を直接確認しています。一人ひとりの食事量や好き嫌いを把握して、あらかじめ量を加減したり、幼児は保育士に量を加減することを自ら伝えられるように声を掛けています。</li> <li>・様々な食材、調理形態を経験できるように、1か月おきにインドやハワイ、ガーナ料理などの国際食や秋田県や沖縄料理などの郷土食をメニューに取り入れ、その国の国旗や文化等について学び、地域や特産物等も知る機会としています。</li> <li>・季節の果物や野菜、こどもの日・七夕・クリスマス・鏡開き・節分等四季折々の行事食を取り入れ、季節や日本文化を感じられるようにしています。</li> <li>・衛生管理体制は、衛生管理マニュアルを作成し、常に衛生的に給食が提供できるよう管理栄養士と連携し適切に行っています。</li> </ul>		



## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> ・家庭との連携は、保育参加や保育参観、運動会、発表会、年2回の個人面談等を行い、子どもの日常の様子や成長を感じてもらえる機会としています。日常の様子は、連絡帳や送迎時に伝え、成長や変化、家庭での悩み等も共有できるようにしています。必要であれば常時個人面談も行っています。 ・おたよりに「今月のねらい」や子どもたちの様子を載せ、前月の活動の様子を写真掲載することで、保育内容や保育の様子についても共有できるようにしています。 ・今年度は保護者が直接行事に参加する機会がありませんでしたが、運動会や発表会はLive配信や録画配信を行うことで、子どもたちの成長した姿を見られるように工夫し、職員と保護者が子どもの成長した姿を共有することができました。 ・保護者との情報交換は、家庭や園での様子を伝え合う中で行き、重要なことは児童票に記録として残し、日々の会議で報告し職員間で共有しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> ・保護者への育児支援として、送迎時の会話や連絡帳の中で、保護者の質問や相談に応じています。 ・相談内容によっては看護師や管理栄養士も立ち合い、保護者に寄り添います。保護者の様子に目を配り、困った様子がある等、気になる場合は声掛けをして話を聞くように努めています。 ・必要な場合は、時間や場所を個別に設け、ゆっくり安心して話ができる環境を整えています。クラス懇談会や保育参観、保育参加時も、時間を設けて意見や相談に応じています。玄関に「すまいるボックス(意見箱)」を設置し、誰でも気軽に意見が言えるようにしています。 ・相談内容や対応結果は、職員会議や昼のミーティングで報告し、児童票やご意見・ご相談記録に記録として残し、職員間で共有できるようにしています。担任等では対応が難しい場合は、園長・主任保育士が助言したり、代わりに保護者と話をするようにし、必要な場合は保健師や区役所、療育センター等を紹介しています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> ・虐待等の早期発見・早期対応は、法人本部と連携し適切に対処しています。お迎え時にはできる限り、1日の園児のエピソードを保護者に伝えるほか、連絡帳や電話等で相談も受けています。 ・虐待児童対応マニュアルに基づき、保護者の精神状態や子どもの心身の状態をよく観察して、早期発見・早期対応ができるように意識しています。 ・該当児がいる場合は、戸塚区役所、保健師、児童相談所等の関係機関と連携を図る他、法人本部と連携し対応しています。 ・保護者の負担を感じた時は、手を貸したり様子を見ながら、子どもの権利侵害が起こらないように配慮しています。 ・年に1回はマニュアルについての園内研修を行ったり、虐待等に関する研修を受けた保育士は職員会議で情報共有し、一人ひとりの意識を高めています。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。  a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の振り返りは、毎日の日誌や週案でクラスの子どもの様子を振り返り、日々保育の自己評価を行い、反省点や保育の課題を翌日及び翌週の保育に活かしています。全体的な計画や年間指導計画を基に月案を立てていますが、前月の子どもの様子も考慮し、必要に応じて計画を見直す等、実態に合わせて対応できるようにしています。</li> <li>・保育士の自己評価は、キャリアシートや自己評価表を利用し、年2回保育全般に関する自己評価を行い、園長との個人面談を通し自身の保育を振り返ると共に自身の課題を把握する機会としています。</li> <li>・保育士の自己評価を基に全職員で話し合い、互いの学びに繋げるとともに保育園としての自己評価を行い、園全体の保育の質の向上に取り組んでいます。</li> <li>・保育士一人一人の「保育士の自己評価」を、全保育士から提出を受け、園長、主任がまとめ上げることで「保育所の自己評価」となり、園ではこの結果から改善課題を抽出し、職員会議にかけ話し合っています。また、「保育所の自己評価」を年に1回、園長、主任で記入、作成し、今後の改善課題を見出し、保育の質の向上に結び付けています。</li> </ul>	